

共同企業体の履行方式・結成方法及び協定書等作成留意事項

1. 共同企業体の履行方式、結成方法及び留意事項

- 1) 共同企業体の履行方式は、共同履行方式とする。
(共同履行方式とは、一つの対象業務をあらかじめ定めた出資比率に応じ、資金、人員等を拠出して各構成員が共同して履行する方式で「甲型」という。)
- 2) 構成員数は3社以下とし、結成方法は自主結成とする。
- 3) 共同企業体の代表者は、組合せ構成員のうち出資比率を最大とし、代表者並びに構成員それぞれの出資比率は共同企業体で決定する。ただし、最小出資比率については、以下に定めるものとする。
 - ・ 2社の場合 30パーセント以上
 - ・ 3社の場合 20パーセント以上
- 4) 契約の保証について、契約約款第4条第1項第6号の完成保証人を選定する場合、保証人となる業者は、本入札の公告に記載の「5. 入札に参加できる者の資格要件」を満たす者を選定すること。

2. 「業務委託共同企業体協定書」記入要領

- 1) 第2条の企業体名は「A社・B社・C社」のように代表者・構成員の連名。
- 2) 第3条の事務所の所在地は代表者A社の住所を記入。
- 3) 第5条は住所・商号・氏名のみ記入。(押印不要)
- 4) 第6条の代表者は「A社」になります。(A社名記入)
- 5) 第8条の出資の割合は全構成員で定めた出資比率をそれぞれ記入してください。
- 6) 第11条の預金口座はA・B・C各社の経理と、企業体A・B・C社の経理とを区別できる口座にしてください。(〇〇銀行〇〇支店)
- 7) 第19条の次の一行目に代表者である「A社」を、同行「上記のとおり」の次に第2条と同じ企業体名を記入。

3. 協定書作成要領には、代表者を○印、構成員を△・□印の実印押印箇所を示しています。

構成員数+1通を作成し、1通は市に提出(これには、上部割印しない)

※委任状・入札書・入札辞退届作成時の留意事項

1. 入札参加時には入札に参加される方の委任状は必ず作成し、全社署名押印のうえ提出して下さい。(JV代表者の代表取締役の方が入札に参加する場合でも委任状の作成・提出が必要です。)
2. 入札書作成の際も代理人氏名欄に必ず署名押印を行い、委任状と併せて提出してください。
(JV代表者の代表取締役の方が入札される場合又は入札辞退届を提出する場合でも代理人氏名欄への署名押印並びに委任状の作成・提出が必要です。)
3. 入札辞退届は、共同企業体を結成する前に提出することが可能です。
4. 指定された期日までに協定書を提出しない場合は辞退したものとします。
5. 協定書審査の結果、資格条件に適合しない場合は受理しないことがあります。
6. 入札書の下部の注記欄が「110分の100」となっていることを確認してください。